

令和 3 年度第 2 回鴨川市国民健康保険運営協議会

議 件 1

令和 4 年度国民健康保険税率（案）について

令和4年度鴨川市国民健康保険税の税率（案）について

鴨川市国民健康保険税の税率について、所得割額、均等割額、平等割額は現行のまま据え置き、地方税法施行令の条例改正に伴う賦課限度額の引き上げを行うものです。

○ 令和3年度税率（現行）

区 分	医療給付費分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	説 明
所得割額	7.0%	2.3%	2.0%	前年の所得金額に応じて
均等割額	22,200 円	11,400 円	13,800 円	加入者1人当たり
平等割額	27,000 円	—	—	1世帯当たり
賦課限度額	630,000 円	190,000 円	170,000 円	合計 990,000 円

○ 令和4年度税率（案）

区 分	医療給付費分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	説 明
所得割額	7.0%	2.3%	2.0%	前年の所得金額に応じて
均等割額	22,200 円	11,400 円	13,800 円	加入者1人当たり
平等割額	27,000 円	—	—	1世帯当たり
賦課限度額	<u>650,000 円</u>	<u>200,000 円</u>	170,000 円	合計 <u>1,020,000 円</u>

* 賦課限度額について、医療給付費分を2万円、後期高齢者支援金分を1万円引き上げ、合計3万円の引き上げを行うものです。